

令和 7 年度 共同募金公募型助成実施要項

京都市中京区社会福祉協議会

1. 主旨・目的

公募型助成事業は、地域の皆様による赤い羽根共同募金運動で集められた貴重な募金を財源としています。ボランティアグループや市民活動団体等、中京区を中心に、一人ひとりが地域の中で尊重される「福祉のまちづくり」を進める活動に対して、振興援助を行うことを目的に実施します。

2. 助成対象

(1) テーマ

お互いにつながり、認め合うまちづくりを推進する活動

(2) 助成事業のイメージ

居場所づくりや交流など、地域における孤立を防ぐための活動

生きづらさを抱える方も含めた活躍できる場や機会の創出

相互理解を促進するための学習や啓発活動

災害時にも活かすことのできる取組 など

(3) 関連キーワード

子育て支援、ひとり親、若者支援、障害児・者、高齢者、マイノリティ、異文化交流、孤立、非行、いじめ、不登校、居場所づくり、社会参加、就労支援、制度の狭間、防犯、防災、見守り、ケアラーなど

3. 助成額

1 団体につき助成上限 5 万円

4. 応募資格

- (1) 中京区内の社会福祉を推進する団体及び事業所、または連携・協働事業であること。
- (2) 助成対象となる事業の実施地域が原則中京区内であること。
- (3) 助成対象となる事業について、本要項に定める申請と他の助成事業の助成額とを合わせて、事業費総額を上回らないこと。
- (4) 助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には、本助成による事業であることを必ず表示すること。
- (5) 共同募金の趣旨に沿い、事業を適正にかつ着実に実施できる体制を整えること。
- (6) 会計事務を適正に処理することができる体制を整えること。
- (7) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月末日までに実施・完了する事業を助成対象とする。
- (8) 面接審査に参加できること。開催日：令和 8 年 2 月 12 日（木）
- (9) 共同募金啓発活動に参加できること。開催日：令和 8 年 10 月 1 日（木）※変更の可能性あり

5. 注意事項

- (1) 中京区内の京都市立小学校が実施する福祉教育は、別途助成を行なっているため助成対象外。
- (2) 団体の維持・運営費および飲食費は助成対象外。
- (3) 公費補助や公的な助成金を受けていない事業および新規申請事業を優先的助成先とする。
- (4) なるべく多くの団体に活用していただきたいため、1団体1事業の申請とする。

6. 募集期間

令和7年11月10日(月)～令和7年12月22日(月)(必着)

7. 応募方法

- (1) 別紙の提出書類を持参または郵送する。
 - (2) 複数の施設や団体が連携して助成対象事業に取り組む場合は、窓口となる施設・団体が応募することとし、連携・協働を行う施設・団体名を記載すること。
- ※ 初めて申請される場合は下記の問合せ先まで事前にご相談ください。

8. 提出書類

- (1) 別紙申請書類
- (2) 施設・団体等の概要や事業または活動のわかる資料(広報物など)
- (3) 団体名簿・構成員名簿

9. 審査・選考方法

- (1) 申請に基づき、本会助成審査委員会において書類審査および面接審査をおこなう。
- (2) 面接審査では、申請者がプレゼンテーション方式の事業説明(3～5分程度)をおこなう。
面接審査での発表方法は、パワーポイントの使用等、任意とする。使用する資料は原則事前送付とし、面接審査1週間前までにデータをメール等で送付する。冊子など現物のデータの持ち込みについても、1週間前までに中京区社協に持参または郵送すること。
- (3) 下記日程で行われる面接審査に参加できない場合は、応募資格を失う。
面接審査 令和8年2月12日

10. 助成金の交付

- (1) 面接審査終了後、助成が決定した施設・団体には、後日文書にて詳細を連絡する。
- (2) 申請事業以外に助成金を使用することは認めない。
- (3) 事業の未実施等により費消されていない助成金がある場合は、返金しなければならない。
交付時期 令和8年5月中旬～令和8年6月上旬(予定)

11. 実施報告

- (1) 事業の実施者は、事業終了後1箇月以内に事業内容の詳細が明示できる資料を添付のうえ、別紙の報告書類を提出すること。

(2) 令和8年度中に事業報告会が行われる場合は、可能なかぎり協力すること。

12. スケジュール (予定)

令和7年11月10日～ 令和7年12月22日	申請書類受付
}	事務局による申請団体への聞き取り (※申請内容、事業計画について確認させていただきます)
	書類審査
令和8年2月12日	面接審査
3月	助成決定についての通知
5月中旬～6月上旬ごろ	助成金の交付
10月1日ごろ	街頭募金(※別途ご案内します)
令和9年2月～3月ごろ	共同募金助成事業実施報告会(※実施の場合ご案内します)

13. 提出・問合せ先

社会福祉法人 京都市中京区社会福祉協議会(事務局)

〒604-8316 京都市中京区大宮通御池下る三坊大宮町121-2

中京区地域福祉センター内

電話 (075) 822-1011 / FAX (075) 822-1829

メール fukusi06@mediawars.ne.jp